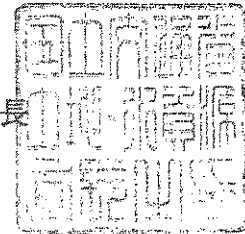




国土地第 191 号  
平成19年11月 1日

社団法人日本不動産鑑定協会 会長 殿

国土交通省土地・水資源局長



### 鑑定評価等業務の適正な実施について

本日、現況山林の鑑定評価に際し、取引事例の収集・調査分析を怠り熟成度の低い宅地見込地を評価する際に標準とすべき比準価格を求めないなどの不当な鑑定評価を行った不動産鑑定士に対し、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第40条第1項前段の規定に基づき、国土交通大臣が4ヶ月間鑑定評価等業務を行うことを禁止する懲戒処分を行ったところである。

不動産鑑定士は、鑑定評価の社会的公共的意義を理解し、その責務を自覚し、的確かつ誠実な鑑定評価活動の実践をもって、社会一般の信頼と期待に報いなければならない。このためには鑑定評価基準等に定められた手順を尽くし、十分な説明責任を果たすことが強く求められることは言うまでもない。

貴協会会員に対し、適正な鑑定評価等業務を行うことを今一度徹底するとともに、実務指針の見直し、研修の実施など実務の向上に関し必要な取組みを鋭意実施されたい。